3．物品供給契約　（単位：百万円）

| 契約内容 | 契約相手先 | 契約年月 | 未検収金額 |
|---|---|---|---|
| 物質・生命科学超高圧電子顕微鏡 | 日本電子㈱ | 平成25年６月（平成26年３月変更契約） | 2,299 |

（金融商品に関する注記）

1．金融商品の状況に関する事項

当法人は、資金運用については預金、国債、地方債及び政府保証債等に限定し、資金調達については（独）国立大学財務・経営センターからの借入れに限定しております。

資金運用にあたっては国立大学法人法第35条が準用する独立行政法人通則法第47条の規定に基づき、国債、地方債及び政府保証債等のみを保有しており株式等は保有しておりません。また、未収附属病院収入は、国立大学法人大阪大学出納規則に沿ってリスク管理を行っております。

国立大学財務・経営センター債務負担金及び長期借入金の使途は附属病院の整備資金であり、文部科学大臣の事前承認に基づいて借入れを実施しております。

2．金融商品の時価等に関する事項

期末日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

（単位：百万円）

| | 貸借対照表計上額 | 時価 | 差額 |
|---|---|---|---|
| ⑴　投資有価証券及び有価証券 | | | |
| 売買目的有価証券 | 2,010 | 2,010 | — |
| 満期保有目的債券 | 12,499 | 12,575 | 75 |
| ⑵　現金及び預金 | 44,339 | 44,339 | — |
| ⑶　未収附属病院収入 | 6,802 | 6,802 | — |
| ⑷　その他未収入金 | 5,395 | 5,395 | — |
| ⑸　国立大学財務・経営センター債務負担金 | (9,767) | (10,629) | (861) |
| ⑹　長期借入金 | (10,151) | (10,365) | (214) |
| ⑺　リース債務 | (2,214) | (2,219) | (5) |
| ⑻　ＰＦＩ債務 | (2,155) | (2,174) | (18) |
| ⑼　割賦債務 | (352) | (345) | (△　7) |
| ⑽　未払金 | (23,119) | (23,119) | — |

（注１）　貸借対照表の未払金に含まれるリース債務、ＰＦＩ債務及び割賦債務については、上記表中⑺　リース債務、⑻　ＰＦＩ債務及び⑼　割賦債務にそれぞれ区分して計上しております。

（注２）　負債科目に係る金額は上記表中（　）書きにて表示しております。

（注３）　金融商品の時価の算定方法

⑴　投資有価証券及び有価証券

これらの時価については取引金融機関から提示された価格によっております。

なお、有価証券の中に含まれる譲渡性預金については、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

⑵　現金及び預金、⑶　未収附属病院収入、⑷　その他未収入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

⑸　国立大学財務・経営センター債務負担金、⑹　長期借入金、⑺　リース債務、⑻　ＰＦＩ債務、⑼　割賦債務

これらの時価については、元利金の合計額を新規に同様の借入れ又は、リース取引、ＰＦＩ取引、割賦取引を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しております。

⑽　未払金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

（資産除去債務に関する注記）

1．資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

⑴　当該資産除去債務の概要

本学建物にアスベストを含有するものがあり、石綿障害予防規則等に伴う当該建物から撤去する際に発生する撤去費用及び、事業用定期借地権設定契約に伴う事務所等の退去時における原状回復義務に係る費用であります。

⑵　当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を、当該建物の減価償却期間に応じて６年から50年とし、割引率は0.69％から2.50％（超長期国債2010年４月１日現在）を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

なお、当事業年度における当該資産除去債務の残高の推移は次のとおりであります。

| | |
|---|---|
| 期首残高 | 200百万円 |
| 時の経過による調整額 | 3百万円 |
| 資産除去債務の履行による減少額 | △　56百万円 |
| 期末残高 | 147百万円 |

2．貸借対照表に計上しているもの以外の資産除去債務

⑴　放射性同位元素等又は放射線発生装置を取り扱う施設

放射性同位元素等又は放射線発生装置を取り扱う施設については、建物等解体時における放射性廃棄物等の除去に係る債務を有しておりますが、放射線管理区域として把握している建物等の解体時の汚染レベルを把握することが困難なことから、資産除去債務を合理的に見積もることができません。

そのため、当該債務に見合う資産除去債務を計上しておりません。

⑵　放射性同位元素

放射性同位元素については、放射性廃棄物の除去に係る債務を有しておりますが、耐用年数が超長期に及ぶため、処分時期が明確でないことから、資産除去債務を合理的に見積もることができません。

そのため、当該債務に見合う資産除去債務を計上しておりません。

⑶　建物の賃貸借契約

賃貸借契約に基づき使用する建物等については、退去時における原状回復に係る債務を有しておりますが、使用予定期間が明確でなく、現在のところ移転等も予定されていないことから、資産除去債務を合理的に見積もることができません。

そのため、当該債務に見合う資産除去債務を計上しておりません。

⑷　使用貸借している土地の上に建設している建物

使用貸借契約している土地の上に建設している建物等については、退去時における原状回復に係る債務を有しておりますが、使用予定期間が明確でなく、現在のところ移転等も予定されていないことから、資産除去債務を合理的に見積もることができません。

そのため、当該債務に見合う資産除去債務を計上しておりません。